

I . 計画の概要

- | 01 | 立地適正化計画とは
- | 02 | 計画の位置づけ
- | 03 | 千歳市立地適正化計画の区域
- | 04 | 計画の期間
- | 05 | SDGs と立地適正化計画

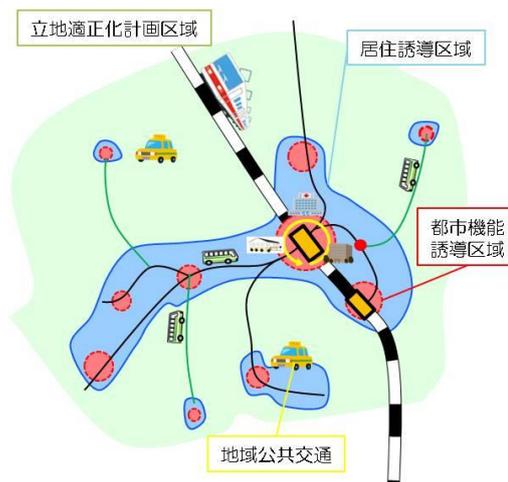
I. 計画の概要

| 01 | 立地適正化計画とは

全国的な人口の減少と高齢化を背景として、安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、財政面や経済面において持続可能な都市経営を可能とするため、医療・福祉施設、商業施設や住居などがまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの生活利便施設*等にアクセスできるなど、「コンパクト・プラス・ネットワーク*」の考えに基づき、行政と住民や民間事業者が一体となったまちづくりを促進するため、「立地適正化計画」が制度化されました。

立地適正化計画は、都市再生特別措置法*第 81 条に位置づけられる「市町村が都市全体の観点から作成する、居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能*の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープラン」であり、おおむね以下の内容について定めます。

図 制度概要図



資料：国土交通省ホームページ

■ 立地適正化計画の区域

都市計画区域内でなければならない、都市計画区域全体とすることが基本。

■ 立地適正化計画の基本的な方針

計画により実現を目指すべき将来の都市像を示すとともに、計画の総合的な達成状況を的確に把握できるよう、定量的な目標を設定。

■ 居住誘導区域

人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティ*が持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域。

■ 都市機能誘導区域

医療・福祉・商業等の都市機能*を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域。

■ 誘導施設

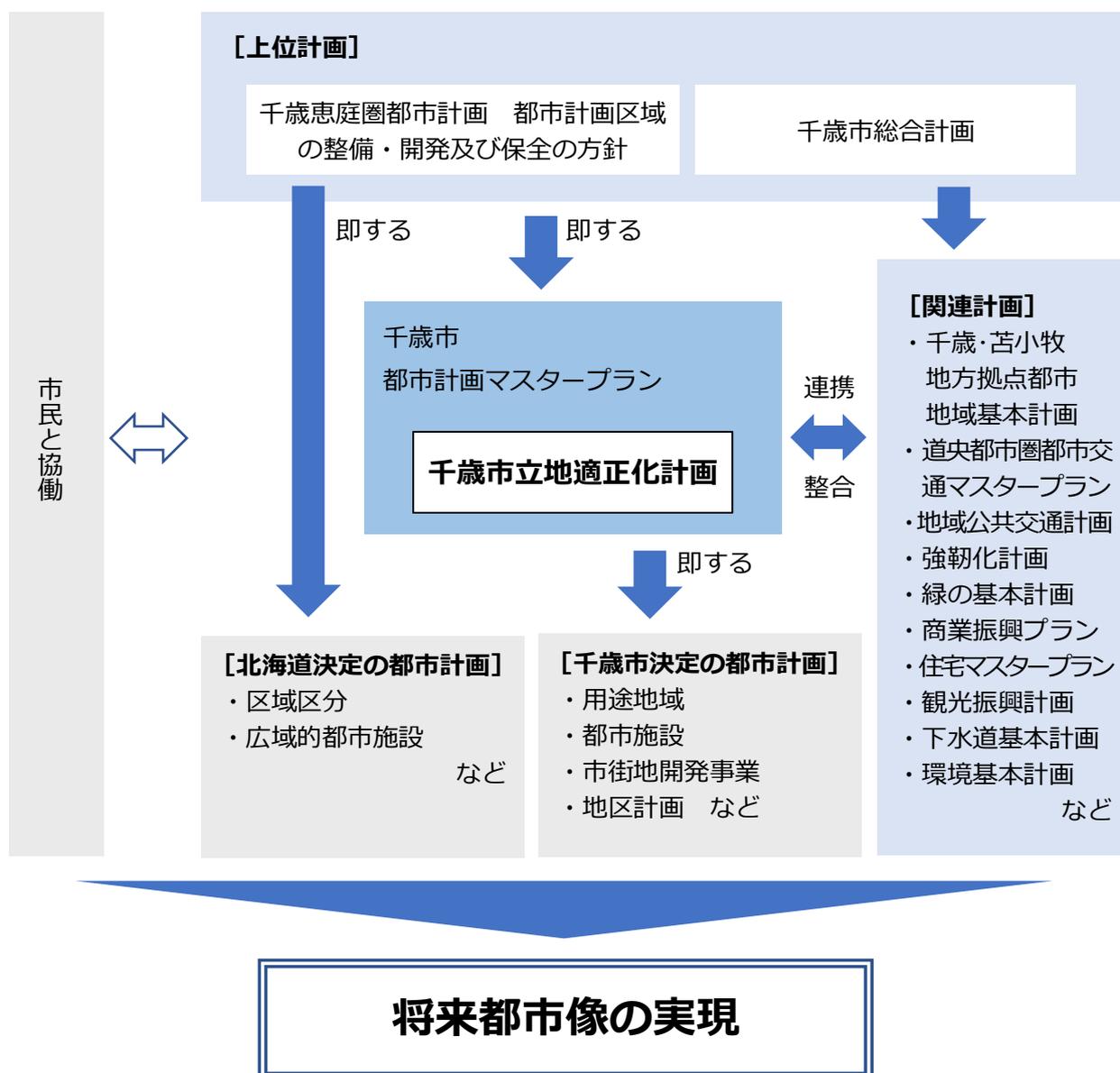
都市機能誘導区域ごとに、立地を誘導すべき都市機能増進施設。

※都市機能増進施設は、居住者の共同の福祉や利便性の向上を図るために必要な施設であって、都市機能*の増進に著しく寄与するもの。

| 02 | 計画の位置づけ

都市計画マスタープランの一部とみなされる立地適正化計画は、「千歳市総合計画」、北海道が定める「千歳恵庭圏都市計画 都市計画区域の整備・開発及び保全の方針*」に即し、各関連計画と連携・整合を図りながら、都市再生特別措置法*に基づく施策や関連する都市計画事業、その他のまちづくり施策を進め、将来都市像の実現を図ります。

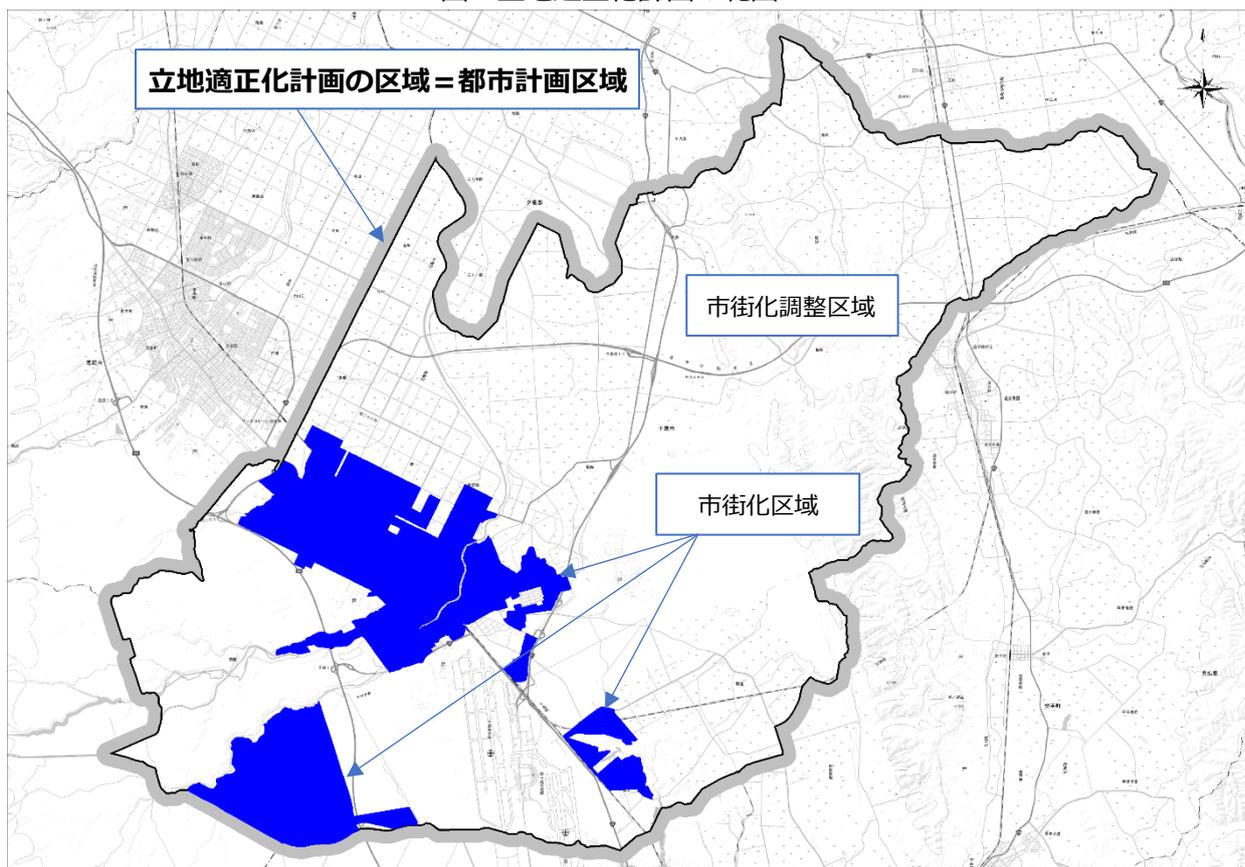
図 立地適正化計画の位置づけ



| 03 | 千歳市立地適正化計画の区域

立地適正化計画の区域は、都市計画区域全体を基本とすることから、千歳市の都市計画区域とします。

図 立地適正化計画の範囲



| 04 | 計画の期間

計画の期間は、都市計画運用指針*において、「おおむね 20 年後の都市の姿を展望すること」と示されています。おおむね 20 年後の都市の姿を展望し、千歳市第 3 期都市計画マスタープランと同じく令和 23 年（2041 年）を目標年次とします。

| 05 | SDGs と立地適正化計画

平成 27 年(2015 年)に 17 の目標と 169 のターゲットからなる「持続可能な開発目標」(SDGs: Sustainable Development Goals) が国際連合で採択されました。千歳市においても、SDGs*の 17 の目標に関連づけて施策を推進しています。立地適正化計画は、主に「すべての人に健康と福祉を」や「働きがいも経済成長も」、「産業と技術革新の基盤をつくろう」、「住み続けられるまちづくりを」、「陸の豊かさも守ろう」、「パートナーシップ*で目標を達成しよう」などに関連しており、目標達成に向け貢献していきます。

図 持続可能な開発目標 (SDGs)

SDGs 17のゴール ※外務省「持続可能な開発のための2030アジェンダ」訳			
1	2	3	4
5	6	7	8
9	10	11	12
13	14	15	16
17	SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS		
1	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる		
2	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する		
3	あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する		
4	全ての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する		
5	ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女児の能力強化を行う		
6	全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する		
7	全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する		
8	包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する		
9	強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る		
10	各国内及び各国間の不平等を是正する		
11	包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する		
12	持続可能な生産消費形態を確保する		
13	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる		
14	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する		
15	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する		
16	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する		
17	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化		

